『第2回国立市国民保護協議会』会議議事録

- 1 日 時 平成24年10月12日(金) 午後1時30分~午後2時00分
- 2 場 所 くにたち市民総合体育館2階 第一・第二会議室
- 3 出席委員(27名) 別紙のとおり
- 4 議事の件名及び概要並びに議決事項
 - (1) 開 会
 - ・総務部防災課長、加藤課長より開会
 - (2) 会長(市長)あいさつ
 - ・会長(市長)よりあいさつ
 - (3) 議事開始
 - ・会長(市長)
 - (4) 資料確認
 - 事務局、簑島
 - (5) 議事1
 - ・国立市国民保護協議会運営要綱について 事務局、簑島より運営要綱(案)を用いて説明

「国民保護協議会条例は、基本的な事柄のみを規定したものであるため、条例第6条に定められているとおり、協議会の運営などについて、会長が協議会に諮って決定するとなっているため定めるものであります。」

- ・内容について諮った結果、了承されました。 質疑:なし
- (6) 議事 2
 - ・第1回会議議事録について 事務局、簑島
 - ・内容について諮った結果、了承されました。 質疑:なし
- (7) 議事3・4 国立市国民保護計画(素案)の変更箇所一覧について及び国立市国 民保護計画素案(第1編、第2編)の審議等について
 - ・事務局、鈴木 変更箇所一覧を説明

「各委員から提出された等の変更箇所 1 6 ケ所を変更前、変更後、変更理由について配布資料の変更箇所一覧表を用いて説明」「No1、3 頁(5)の国民の協力のところですが、これは、消防団及び自主防災組織の評価をする観点から表現を変更したものであります。No2、4 頁(10)地域特性のところですが、ここ

は、語句の訂正をしたものであります。No3、9頁(3)気象のところですが、気 象データが北多摩二号水再生センターよりデータの提供をいただいたため訂 正したものであります。データ表については、別紙1の6頁に添付のとおりで ございます。No4、25 頁でございますが、非常通信体制の確保のところで、都 国民保護計画における通信連絡体制の系統図が漏れておりましたので、都計画 と同様の通信連絡系統図を明示させていただきました。図については、別紙2 の7頁に添付のとおりでございます。No5、(5)27頁でございますが、これは、 都及び東京消防庁の実施主体の変更によるものでございます。No6、28 頁 3 の(1)安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備でございますが、平成20年 度に国民の保護に関する基本指針が変更されたため、安否情報システムの運用 開始を踏まえたことによる記述の修正でございます。No7、29 頁のところです が、語句の記載漏れにより訂正事項でございます。No8、35 頁(3)高齢者、障 害者等災害時要援護者への配慮ですが、これは、東京都国民保護計画を準用し たものでございます。No9、35 頁(6)大規模集客施設との連携ですが、これは、 大規模集客施設対策を強化する上で、連携の内容をより具体的に説明したもの であります。No10、38 頁これは避難所の安全対策の強化から内容をより明確 にしたものであります。No11、41 頁(1)啓発の方法ですが、これは、啓発活動 の充実のため語句を見直し適切な表現としたものであります。No12、49 頁(6) 現地連絡調整所でございますが、これも平成20年度に国民の保護に関する基 本指針が変更されたことによる修正ですが、現地調整所の活用ということで、 これまでの訓練の成果、マニュアルの整備等を踏まえて、現地関係機関の部隊 が現場で活動を円滑に調整するための仕組みについて新たに記述があったた め、文言を修正したものであります。No13、52 頁第3章関係機関相互の連携、 1国・都の対策本部との連携でございますが、これも平成20年度に国民の保 護に関する基本指針が変更されたことによるものですが、合同対策協議会につ いて、これまでの訓練の成果、マニュアル整備等を踏まえて、国の現地対策本 部が、地方公共団体の対策本部及びその他の関係機関の間における情報共有や 意志の統一を図るために開催する会議について新たに記述があり、追加したも のでございます。No14、63 頁(1)市長による避難住民の誘導ですが、これは、 東京都国民保護計画を準用したものでございます。No15、63 頁(2)東京消防庁 との連携ですが、これも東京都国民保護計画を準用したものでございます。最 後に、No16、86 頁(1)生活関連施設の状況の把握でございますが、これは関係 機関との連携の強化として、語句を見直したものであります。

以上、変更箇所16ヶ所の説明でございます。

・会長 「変更箇所に関する質疑も含め、次の議題(4)、国立市国民保護計画素案(第1編、第2編)の審議をお願いします。質疑は、挙手をお願いします。」 ・会長 「文言の確認ですが、先ほど No8、35 頁の説明のところで要援護者のところを要支援者と言われたが、どちらが正しいのか。」

- ・事務局 加藤課長 「要援護者の読み間違いであり、要援護者が正しいものであります。」
- ・竹内委員 「変更箇所一覧で、No2、4 頁の旭道りの内容ですが、通りの文字が誤りであると思われるので訂正を願います。」
- ・会長 「通路の通に訂正願います。他のところも同様に通路の通に訂正してください。」
- ・会長 「何か、質疑はありますか。この場では時間に限りもあることから、 後で疑義が生じた場合には事務局へお知らせ下さるようお願いいたします。」 質疑:なし
- ・会長 「特に無いようでありますので、又ご意見等もいただきましたので計画素案(第1編、第2編)の審議を終了し、国立市の計画素案とし決定させていただきますのでよろしくお願いいたします。」

(8) 議事5 国立市国民保護計画素案(第3編、第4編)の提案について

・事務局 簑島 計画素案(第3編、第4編)についての説明

「第3編については、武力攻撃事態等への対処、第4編については、復旧等であります。43 頁、初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置については、危機が発生した場合においては、市危機対策本部を速やかに設置し、迅速な情報収集・分析に努めるということです。46 頁、市対策本部の設置等ですが、これは内閣総理大臣から、市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合は、直ちに市対策本部を設置します。52 頁、関係機関相互の連携ですが、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、指定地方公共機関及びその他関係機関と相互に連携することとなっています。55 頁、国民の権利・利益の救済に係る手続きですが、これは、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、窓口開設や外部の専門家の協力を得ることとなっています。

57 頁、警報及び避難の指示等ですが、都から警報の通知や避難の指示などを受けた場合は、関係機関の意見を聞いた上で避難の内容に応じた避難実施要領を迅速に策定いたします。71 頁、救援ですが、関係機関の協力を得て、収容施設の供与並びに食品、飲料水、被服、寝具、その他生活必需品などの給与又は、貸与、医療の提供などの措置を行います。76 頁、安否情報の収集・提供ですが、避難所などにおいて安否情報の収集を行うとともに、安否情報の正確性を確保し、安否情報データの管理を徹底します。79 頁、武力攻撃災害への対処ですが、国、都などの関係機関と協力して、市内における武力攻撃災害への対処のための必要な措置を講じます。90 頁、被害情報の収集及び報告ですが、消防機関や警視庁との連絡を密にし、武力攻撃災害の被災情報について収集します。92 頁、保健衛生の確保その他の措置ですが、避難先地域の状況

などに応じて、健康相談・指導や感染症予防のための措置を行います。また、食中毒や感染症などを防止するため、都と連携し、食品や飲料水などの衛生確保の措置を実施します。94 頁、国民生活の安定に関する措置ですが、武力攻撃事態などにおいて、物価の安定を図り、生活関連物資などの適切な供給を図るとともに、被災した児童生徒などへの学習機会の確保や水の安定的な供給や公共的施設の適切な管理を行います。第3編は、以上で終了いたしました。

第4編の説明ですが、95 頁から 97 頁でございます。95 頁、復旧等でございます。ここでは、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行います。また、武力攻撃災害の復旧については、国の制度に基づき適切に対応します。更に、国民保護措置に伴う損失補償と、国に対する費用請求を行います。説明は以上です。

- ・会長 「計画素案(第3編、第4編)の説明が終了いたしました。だいぶ説明が雑ぱくでございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。」
- ・原田委員 「第3編のところで、内閣等上の方から市に対していろいろな指示が来るようになっており、市が決定してゴーサインを出しますが、市長や幹部職員への連絡体制はどのようになっていますか。
- ・事務局 加藤課長 「いきなり明日からと言うより、事前の兆候というものがあるため、場合によっては管理職員以上を招集し即座に対応するよう体制をとることとなっています。」
- ・会長 「緊急連絡システムか。」
- ・事務局 加藤課長 「万が一の場合、地震対策も同じですが、緊急事態になると自動参集体制として、連絡がなくても市役所に集まることになっています。」
- ・原田委員 「それぞれの市における部門について責任者を決められているわけですが、その責任者の安否確認はどのようにしていますか」
- ・事務局 加藤課長 「防災課にて管理職以上の職員に、そして管理職から各職員へと確認をとるようになっています。」
- ・原田委員 「他のところでもそうですが、一番大事なのは、上層部からの指示を有事の際にどのように動かせるのかシュミレーションが必要ではないか。市長、幹部職員等安否確認を含めて、実際あったことを想定しての連絡体制が重要ではないか。その場合、どのようにして来庁するか、全員が国立市に住んでいるわけではありません。休日、祭日、夜間の問題もあり、もう少し緻密にやったほうがいいのではないか。」
- ・会長 「今回、第3編、第4編の提案と説明をさせていただきましたが、次回3回目の会議の席上、今の事案を含めて今後十分掘り下げていただきたいと思います。今ご提起をいただきましたので、このような案件についてはどうなっているのか等を踏まえてご発言をいただければ幸いと思います。他にないようでしたら、持ち帰っていただき、お目を通していただき次回第3回会議で審

議を賜りたいと考えます。

- (9) 議事6 その他
 - ・次回から会議日程について
 - ・事務局、簑島より 日程の確認 第3回国民保護協議会日程 「第3編、第4編の審議、第5編の提案」 日時 平成24年11月9日(金)

1時30分から午後3時00分まで

場所 国立市役所3階 第1・2会議室

第4回国民保護協議会日程 「第5編の審議、パブリックコメントの実施」 日時 平成25年1月17日(木)

1時30分から午後3時00分まで

場所 くにたち市民総合体育館 2階会議室

第5回国民保護協議会日程 「計画原案の決定」 日時 平成25年2月15日(金) 1時30分から午後3時00分まで 場所 くにたち市民総合体育館 2階会議室

- ・会長 「会議日程は以上のようになっていますが、審議の過程でもっと時間をとりたい又は想定できない事情が生じた場合には、会議の繰越や臨時会議を開催する等臨機応変に対応していきたいのでよろしくお願いいたします。
- 5 その他 (委員からの質疑) 特になし
- 6 閉会
- 7 配布資料

 \bigcirc

- 第2回国立市国民保護協議会次第及び席次
- 国立市国民保護協議会運営要綱(案)
- 第1回国立市国民保護協議会議議事録
- 国立市国民保護計画(素案)の変更箇所一覧
- 8 傍聴人の数

4名